

短期入所生活介護 虹 料金表

介護給付短期入所生活介護利用料（要介護1～要介護5）

平成27年4月1日現在

	日額（非課税）
基本料金：要介護度1	¥677
基本料金：要介護度2	¥743
基本料金：要介護度3	¥814
基本料金：要介護度4	¥880
基本料金：要介護度5	¥946

※長期ご利用者様（連続して30日を超えて）同一の指定短期入所生活介護に入所した場合は上記の所定単位数から1日につき△30円の減額となります。

送迎代（片道）	¥184
夜勤職員配置加算（Ⅱ） 夜勤を行う介護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合。	¥18
認知症行動・心理症状緊急対応加算 認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。	¥200 (利用開始から7日を上限として起算)
若年性認知症利用者受入加算 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めており、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない場合。	¥120
緊急短期入所受入加算 ご利用者様の状態や家族等の事情により、居宅サービス計画に位置付けられてない短期入所生活介護を緊急に行った場合。	¥90 ※利用開始から7日を限度として算定 (やむを得ない事情がある場合は14日が限度)
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 介護福祉士が60%以上配置されていること。	¥18
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 介護福祉士が50%以上配置されていること。	¥12
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 常勤職員が75%以上配置されていること。	¥6
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	¥6 (※Ⅰ～Ⅲのいずれか1つのみ算定可能)
療養食加算（療養食提供時）	¥23
機能訓練加算	¥12
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に5.9%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に3.3%を乗じた単位数

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の80/100
（※Ⅰ～Ⅳのいずれか1つのみ算定可能）	

※上記加算は、毎月の利用者様及び職員の状況等により変わる事がありますので、ご了承をお願い致します。

		日額（非課税）
滞在費		¥2,000
食費	朝食代	¥250
	昼食代	¥560
	夕食代	¥570

（施設基本料金）

※食費について

利用者負担第1段階（但し、生活保護の方は除く）の方は1日につき上限負担額300円、利用者負担第2段階の方は1日につき上限負担額390円、利用者負担第3段階の方は1日につき上限負担額650円となります。

※滞在費について

利用者負担第1段階（但し、生活保護の方は除く）・利用者負担第2段階の方は1日につき820円、利用者負担第3段階の方は1日につき1,310円となります。

なお、利用者負担第4段階の方の食費・滞在費については共に施設基本料金となります。

※介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを利用した場合

- ・1日あたり＝各要介護度の10割+2,000円（滞在費）+1,380円（食費）…非課税
- ・交通費は片道1,840円（非課税）

介護予防給付短期入所生活介護利用料（要支援1・要支援2）

平成27年4月1日現在

	日額（非課税）
基本料金：要支援1	¥508
基本料金：要支援2	¥631
認知症行動・心理症状緊急対応加算 認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。 (利用開始から7日を上限として起算)	¥200
若年性認知症利用者受入加算 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めており、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない場合。	¥120
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 介護福祉士が60%以上配置されていること。	¥18
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 介護福祉士が50%以上配置されていること。	¥12
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 常勤職員が75%以上配置されていること。	¥6
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	¥6
	(※Ⅰ～Ⅲのいずれか1つのみ算定可能)
送迎代（片道）	¥184
療養食加算（療養食提供時）	¥23
機能訓練加算	¥12
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に5.9%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に3.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の80/100
	(※Ⅰ～Ⅳのいずれか1つのみ算定可能)

※上記加算は、毎月の利用者様及び職員の状況等により変わる事がありますので、ご了承をお願い致します。

		日額（非課税）
滞在費		¥2,000
食費	朝食代	¥250
	昼食代	¥560
	夕食代	¥570

（施設基本料金）

※食費について

利用者負担第1段階（但し、生活保護の方は除く）の方は1日につき上限負担額300円、利用者負担第2段階の方は1日につき上限負担額390円、利用者負担第3段階の方は1日につき上限負担額650円となります。

※滞在費について

利用者負担第1段階（但し、生活保護の方は除く）・利用者負担第2段階の方は1日につき820円、利用者負担第3段階の方は1日につき1,310円となります。

なお、利用者負担第4段階の方の食費・滞在費については共に施設基本料金となります。

※介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを利用した場合

- ・1日あたり＝各要介護度の10割+2,000円（滞在費）+1,380円（食費）…非課税
- ・交通費は片道1,840円（非課税）